

【西尾論文へのコメント】

大学における発達障害学生への合理的配慮に関する研究の動向

村山光子

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）が2016年に施行されてから7年の年月が経過し、改正障害者差別解消法の施行（2024年）が目前となっている。これまで民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務だったが、この改正によって、全ての事業者の「合理的配慮の提供」が義務化される。さらに、政府全体の基本方針が改定されたことにより、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する事例が新たに記載され、行政機関等・事業者と障害のある人との双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記される。また、国及び地方公共団体が連携協力して対応できるよう、内閣府が事業分野ごとの相談窓口の明確化への働きかけ、適切な相談窓口に「つなぐ役割」等を担う国の相談窓口の設置について検討することが新たに記載されることになった（内閣府,2023）。

このように、障害者を取り巻く環境が大きく変化しようとしているなかで、高等教育機関では、これらの動きに合わせて障害のある学生に対する支援のあり方、支援体制を早急に整備する動きが見られる。しかし、在籍する障害学生、とりわけ発達障害を有する学生への合理的配慮の提供の実態や現状の課題について言及する知見は十分とは言えない状況にある。高橋（2022）は、発達障害のある大学生へのテスト・アコモデーションにおいて、エビデンスに基づく判断を行うための資料提供を目的として、国内外の関連研究のレビューを行い近年の研究動向を整理している。また、高橋知音・高橋美保（2015）は、今後研究が必要なテーマとして試験アコモデーションの妥当性について述べ、その中で海外の動向に触れている。

このように、発達障害学生の合理的配慮の提供に関する研究を総括し、今後の研究動向について触れ

ている研究は極めて限定的であり、知見の蓄積は緒についたばかりである。こうした中、本論文において、発達障害学生の修学支援のベースとなる「合理的配慮」を主とした研究を整理・分類し、今後の課題を明らかにしたことは大変意義深い。

本論文で指摘されているとおり、発達障害学生への合理的配慮を主題とする研究の蓄積は十分とは言えない。高等教育機関の設置母体の違い（国公立など）や規模、大学が擁する学部等の構成など様々であり、支援体制にもばらつきがある。このため、研究の対象となる発達障害学生の支援ニーズも多岐に亘り、大学の事情によって支援のあり方も異なるだろう。このため、大きな枠組みとしての合理的配慮の提供について研究を進めることそのものが難しいことが推察される。

本論文によるこれまでの知見の整理や分類のよって、新たな課題が見いだされたことは極めて重要であり、資料として価値あるものである。これらの課題について今後さらに研究が深化し、発達障害学生に対する合理的配慮の提供が適切に行われるための知見の蓄積と、さらなる支援拡充に向けた研究が進められことが望まれる。

【文献】

高橋知音（2022）：発達障害のある大学生へのエビデンスに基づいたテスト・アコモデーション. 教育心理学年報,61,172-188.

高橋知音、高橋美保（2015）発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何か—エビデンスに基づいた配慮を実現するために—. 教育心理学年報,54,227-235.

内閣府（2023）：障害者差別解消法に基づく基本方針の改定.
https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230331_00008.html